

2022（令和4）年度

東北大学法科大学院入学試験 一般選抜（前期）・法曹基礎課程特別選抜（開放型）

試験科目：公法（憲法）

日本国憲法は、自らが保障する基本的人権を「侵すことのできない」（11条・97条）権利だと規定するが、それは憲法上の人権が無制約に保障されることを意味せず、その意味で人権には限界がある。憲法の解釈上、この人権の限界の問題は、特に13条後段の「公共の福祉」という概念と関係づけて論じられてきた。そして、1950年代半ばに宮沢俊義の示した学説が、この問題についての、今日に至るまでの通説を形成した（一般に一元的内在制約説と呼ばれている）。この学説について、以下の問いに答えよ。

1. この学説が、人権の限界の問題を理論的にどのように考え、13条後段の「公共の福祉」をどのように解釈したかを説明せよ。
2. この学説が通説となったのは、先行する主な諸学説に対して、一方では憲法的価値の観点から、他方では条文解釈の観点から、すぐれた学説だと評価されたからである。この学説が高く評価されたこの2つのポイントについて、批判対象とされた先行学説の概要とともに、説明せよ。